2. 電気設備工事

2. 電気設備工事

2-2. 非常用自家発電設備	G-1
2-2-1. 仕様の決定	G-1
(1) 検討項目及び図面への特記項目	G-1
(2) 仕様の決定	G-6
2-2-2. 作図	G-11
2-2-3. 積算方法	G-12

参考資料

騒音に係る環境基準について

2-2. 非常用自家発電設備

2-2-1. 仕様の決定

(1)検討項目及び図面への特記項目

非常用自家発電設備の仕様の決定において、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版(以下「標準仕様書」)に記載のある項目を検討項目とし、そのうち図面に特記すべき項目を特記項目として表2-2-1(a)~(g)にまとめた。また、備考は検討項目について、標準仕様書で記載されている内容や特記項目を記載している。

なお、図面に特記のない事項は製造者標準とする旨を図面に記載し、原則、具体的な仕様の記載はしないこととする。ただし、仕様がばらつくおそれがある場合は特定メーカー作成の図面を参考図として記載する。

			= = ± (ct) /1/C 1	
	梭	討項目	図面への特記項目	備考
		周囲温度		室内温度とする(最低5℃、最高40℃)
		外気温度	0	
		周囲湿度		85%以下
	設置条件	設置場所高度	0	標高1,000m以下 ただし、原動機性能は、100mを標準とする ※1
		設計用水平震度	0	
		敷地境界地点騒音値	0	福島県生活環境の保全等に関する条例及び 市町村条例
一般	連続運	転可能時間	0	特記された運転時間において連続定格出力 を確保できるものとする
事項	燃	料備蓄量	0	
		普通型	0	始動時間40秒以內、運転時間1時間
	防災用種類	即時普通型		始動時間10秒以內、運転時間1時間
		長時間型		始動時間40秒以內、運転時間1時間超
		即時長時間型		始動時間10秒以內、運転時間1時間超
	系統連系		0	連系する場合は「電力品質確保に係る系統 連系技術要件ガイドライン」の規定による
	屋内	型、屋外型	0	
	寒冷地仕様		0	5℃を下回る場所では、寒冷地仕様の検討を 行う

表 2-2-1(a) 一般事項

^{※1} 設置場所が標高1,000m以上の場合は、検討項目を参考に必要条件を特記する

表 2-2-1(b) 構造一般

	検討項目	図面への特記項目	備考
	配電盤搭載形		配電盤、補機付属装置等の全部又は一部を 発電機・原動機と同一の共通台板上に取付 けたもの
構造 一般	配電盤別置形		配電盤を発電機・原動機と別置きしたもの
	キュービクル式		キュービクル式とする場合は以下による ・外箱の材料:鋼板 ・鋼板厚さ :屋内用1.6mm以上 屋外用2.3mm以上

表 2-2-1(c) 発電機

	検討項目	図面への特記項目	備考
	一般事項		横置同期発電機とする
	定格電圧	0	[V]
	相数	0	
	定格出力	0	[kVA]
	定格周波数	0	[Hz]
発電機	定格回転速度	0	[min ⁻¹]
	保護形式		JIS C 4034-5「回転電気機械一第5部:外 被構造による保護方式の分類」の保護形 (IP20)又は保護防滴形(IP22S)とする
	絶縁の耐熱クラス		低圧発電機:E (120℃)以上 高圧発電機:B (130℃)以上
	表示銘板		標準仕様書に定める事項を表示する

表 2-2-1(d) 原動機

	検	討項目	図面への特記項目	備考
	一般事項			性能及び構造は標準仕様書による
		ディーゼル機関		単動4サイクルのディーゼル機関とする
		ガス機関	0	三元触媒式又は希薄燃焼式の単動4サイクル 火花点火ガス機関とする
		ガスタービン		単純開放サイクルガスタービン又はこれに 準ずるものとする
	定	 E格出力	0	[kW]
	定格	回転速度	0	[min ⁻¹]
		性能		標準仕様書による
	排気ガ	スの排出規制	0	特記による規制値に応じた燃焼方式による ただし、これにより難い場合は、排気ガス 処理装置又は低減装置を設ける
	III.E	調速機		回転速度の調整範囲は、無負荷時において 定格回転速度の±5%以上とする
原動機	疝	·測装置		標準仕様書による
小尔到小戏	2	邹品 等		標準仕様書による
			0	電気始動方式/空気始動方式
	始	動方式		上記によるほか、切替スイッチによる自動 及び手動運転ができるものとする
	機関の停止方法			原動機停止指令時、無負荷運転(アフター クーリング運転)が行えるものとする
		ディーゼル機関		燃料遮断式/吸入空気遮断式
		ガス機関		燃料ガス遮断式
		ガスタービン		燃料遮断式
	冷	油方式	0	
	追	l給方式	0	
		通台板		ゴム、金属ばね又はそれらの組合せによる 防振装置を施したストッパ付きとする 特記による地震力に耐えられるものとする
	表	示銘板		標準仕様書に定める事項を表示する

表 2-2-1(e) 配電盤

	検討項目	図面への特記項目	備考
	一般事項		標準仕様書による ただし、配電盤搭載型は「計測装置」及び 「制御装置」を除き、製造者の標準とする
配電盤	計測装置		標準仕様書による
	保安装置		標準仕様書による
	制御装置		標準仕様書による
	表示銘板		標準仕様書に定める事項を表示する

表 2-2-1(f) 補機付属装置等

	検討項目		図面への特記項目	備考		
		_	·般事項		0	適用機器等は特記による
			空気圧	E縮機		
	空気タ		空気ク	マンク		
	蓄電	池等		及び始動 電池		
			ラジコ	ニータ		
	ラジエ	ータ、	冷劫	7塔		
	冷却	塔等	ポン	/プ		
			冷劫	印水		標準仕様書による
	ディー	ーゼル機	と関、ガス	タービン		
			構造		標準仕様書による	
補機付属		主燃料タンク		油面 検出器	0	磁わい式液面検出装置を使用する場合は、 特記とする
装置等		燃料小	出タンク	材質	0	鋼板製/ステンレス鋼板製 なお、ステンレス鋼板製とする場合は、 特記による
	給油オ		シクス等	油量 指示計器	0	抵抗式液面計とする なお、磁わい式液面計は特記による
	ガスを	幾関、カ	<i>i</i> スタービ	ン		
			燃料ガス	加圧装置		標準仕様書による
	:	排気ガ	ス処理装置	等		標準仕様書による
		補機付	属制御装	置		標準仕様書による
		Ŷ	肖音器			標準仕様書による
		発	き 電機の騒	音値	0	※ 2
	チェー	ンブロッ	,ク及び天‡			標準仕様書による 設置の有無は別途検討とする
			気ファン			標準仕様書によるほか、製造者の標準とする

※2 国土交通省 非常用発動発電装置 機器仕様書(案)を準用し、消音器及び機関(キャビネット式)より発生する騒音規制レベルは標準型(85dB(A))、低騒音型(75dB(A))を基準としその他の値とする場合は特記する

表 2-2-1(g) 燃料、配管材、予備品等

	検討項目			図面への特記項目	備考
	ディーゼル発	電装置/テ	゛ュアルフューエル	エンジン発電装置	
			燃料油	0	軽油/重油
		燃料油等	燃料油 フィルタ		清掃及び交換できるものとする
	ガスタービン	発電装置			
燃料等		燃料	斗油	0	灯油/軽油/重油
	ガスエンジン発電装置/ガスター			ビン発電装置	
		燃料ガス		0	天然ガス系都市ガス 「13A」/「12A」
	潤滑油等	潤滑油			原動機に適合するものとする
	再 得	潤滑油フィルタ			清掃及び交換できるものとする
	主要配管材料				標準仕様書による
配管	排気管の太さ			0	
材料等	継手及び弁類				配管材料に適合するものとする
	排気管断熱			0	原則ロックウール 断熱材厚みが75mmを超える場合は特記する
之,供口炊	予備品、	,付属工具	· 等		製造者の標準一式とする ※3
予備品等	Ł	ューズ			現用数の20%とし、種別及び定格ごとに1 組以上とする

^{※3} 製造者標準とは別に必要なものあれば特記する

(2) 仕様の決定

前項で示した特記項目について仕様を決定し、仕様表にまとめる。表 2-2-2(a)~(f)に仕様表の例を示す。仕様の決定にあたっては、下記の基準書等を参考に決定する。なお、製造者標準とする場合は、その旨を記載し、具体的な仕様は記載しない。また、その他特記のない項目は製造者標準とすることとし、その旨を図面に記載する。

- ·公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 「第5編 発電設備工事」
- 建築設備設計基準

「第2編第10章 発電設備」

表 2-2-2(a) 一般事項

	項目	特記事項		
	1 設置条件 外気温度	(℃ ~	°C)	
	設置場所高度	(標高	m)	
	設計用水平震度	()	
	敷地境界地点 騒音値	$($ dB_{\downarrow}	以下)	
	2 連続運転可能時間	(h)	
般事項	3 燃料備蓄量 ※連続運転可能 時間分の燃料	合計(内訳は以下) ・主燃料タンク ・燃料小出タンク ・本体搭載タンク	(L) (L) (L)	
	4 防災用発電装置種類	・普通型 ・長時間型	・即時普通型 ・即時長時間型	
	5 系統連系	※しない	・する ()
	6 屋内型、屋外型	※屋内型	• 屋外型	
	7 寒冷地仕様	※適用しない	・適用する	

- 1. 設置条件を記載する。(特記仕様書に記載する)
- 2. 運転可能時間を記載する。
- 3. 連続運転可能時間分の燃料を記載する。また、適用、内訳を記載する。
- 4. 防災用発電装置種類を選択する。
- 5. 系統連系の有無を記載する。連系する場合は種別を記入する。
- 6. 発電機が屋内型か屋外型かを選択する。
- 7. 寒冷地仕様を適用させるかを選択する。

表 2-2-2(b) 構造一般

+#:	項目	特記事項
構造一	1 構造	・配電盤搭載形 ・配電盤別置形
般		・キュービクル式

1. 発電機構造を選択する。

表 2-2-2(c) 発電機

	項目	特記事項		
	1 定格電圧	(V)	
発	2 相数	• 単相	• 3 相	
電機	3 定格出力	(kVA)	
1/3	4 定格周波数	(Hz)	
	5 定格回転速度	(min ⁻¹)	

- 1. 発電機の定格電圧を記載する。
- 2. 発電機の相数を選択する。
- 3. 発電機の定格出力を記載する。
- 4. 発電機の定格周波数を記載する。
- 5. 発電機の定格回転速度を記載する。

表 2-2-2(d) 原動機

	項目	特記事項		
	1 種別	・ディーゼル機関	・ガス機関	
		・ガスタービン	• ()
	2 定格出力	(kW以上)		
原	3 定格回転速度	(\min^{-1})		
動機	4 排出ガス規制値	(ppm以下)		
175%	5 始動方式	• 電気始動方式	• 空気始動方式	
	6 冷却方式	・ラジエータ冷却式 ・空気冷却式	・水冷循環式・ ()
	7 過給方式	・無過給	・ 過給機付き	

- 1. 原動機種別を選択する。
- 2. 原動機の定格出力を記載する。
- 3. 原動機の定格回転速度を記載する。
- 4. 排出ガスの規制値を記載する。(特記仕様書に記載する)
- 5. 原動機の始動方式を選択する。
- 6. 原動機の冷却方式を記載する。
- 7. 原動機の過給方式を選択する。

表 2-2-2(e) 補機付属装置等

	項目	特記事項	
補機付属	1 適用	・空気タンク・ラジエータ・主燃料タンク	・蓄電池・冷却塔・燃料小出タンク
		・給油ボックス ・ ()	・燃料ガス加圧装置 ・ ()
	2 主燃料タンク 油面検出器	※フロートスイッチ(D ・磁わい式液面検出装置	
装置等	3 燃料小出タンク 材質	※鋼板製	・ステンレス鋼板製
	4 給油ボックス等 油量指示計器	※抵抗式液面計	・磁わい式液面計
	5 騒音対策 発電機の騒音値	・標準型:85dB ・(dB以下)	• 低騒音型:75dB

- 1. 適用機器を選択する。
- 2. 主燃料タンクの油面検出器について、適用を記載する。
- 3. 燃料小出タンクの材質を選択する。
- 4. 給油ボックスの油量指示計器について、適用を記載する。
- 5. 発電機の騒音値を記載する。

表 2-2-2(f) 燃料、配管材

	項目	特記事項
燃	1 燃料	・燃料油 (・軽油 ・重油 ・灯油)
料、		・燃料ガス (・13A ・12A)
配管	2 排気管の太さ	・図面に記載する
材	3 断熱材厚み	• (mm)

- 1. 燃料の適用を選択する。
- 2. 排気管の太さを記載する。
- 3. 断熱材の厚みが 75mm を超える場合は記載する。

2-2-2. 作図

決定した設備仕様、機能を基に図面を作成する。図面の構成は表 2-2-3 による。

なお、特定の製造者の資料等を参考に作図する場合は「2-2-1. 仕様の決定」にて決定した 仕様を基に3者以上から見積を収集し、最低価格見積の資料を参考に作図する。

表 2-2-3 図面の構成

図面名称		概要	備考
(a)	機器仕様・単線接続図・ 系統図・動作ブロック図	発電設備の仕様、結線図、系統図等を記載	必要に応じて システム構成
(b)	配置図・配線図 ・燃料配管図	機器の配置、配線、燃料・給排気配管を記載	図、詳細図を 作成

2-2-3. 積算方法

非常用自家発電設備の積算項目は、見積により各項目それぞれ一組として計上する。 なお、公共建築工事内訳書標準書式の各項目によらなくてもよい。 また、含まれる内訳について明記すること。 以下に専門工事業者の見積による例を示す。

(1) 発電機本体費

発電機本体(架台、分電盤、補機付属装置等含む)に係る費用

- (2) 機器搬入、据付費 機器搬入、据付に係る費用
- (3) 機側配管工事費 発電設備の燃料、潤滑油、冷却系配管工事に係る費用
- (4) 機側ダクト工事費 発電設備の給排気、換気ダクト及び消音装置工事に係る費用
- (5) 機側配線工事費 発電設備の機器間ケーブル工事に係る費用
- (6) 試験調整費

発電設備の試験運転・調整に係る費用 試験調整費、試験用燃料、官庁検査立会費を含む

- (7) 諸経費(現場労働者に関する法定福利費を含む) 諸経費は、専門工事業者の必要経費であり法定福利費を含んだものとする
- ※現場労働者以外の製品製造工場の労働者等に関する法定福利費は、製品価格等の見積額 に含むものとする。